

2023年「NST稼働施設認定」更新認定申請についての注意事項

申請におかれましては、これら諸事項に留意されて手続きに不備の無いよう申請をお願いいたします。

■NST稼働認定を受けるための要件（[NST稼働施設認定規程 第7条](#)）

NST稼働施設認定の新規および更新申請資格は、それぞれ次の各号の資格を全て満足する施設であることを要す。

2. 更新施設認定基準

- 1) 施設長許可のもとでNSTの運営・活動が実施されていること。
- 2) NSTの院内規約（チーム規約／委員会規約）を有する。
- 3) 活動メンバーに医師の参加を必須とする。
- 4) 看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、放射線技師、歯科衛生士などの各種メディカルスタッフのうち3職種以上の参加を必須とする。
- 5) 本学会が主催あるいは共催するNST医師教育セミナー（TNT研修会、一般社団法人日本病院会医師・歯科医師とメディカルスタッフのための栄養管理セミナーを含む）受講医師1名以上がNSTスタッフとして常勤していること。
- 6) NSTによる毎週おおよそ10件以上の栄養評価を実施していること。
- 7) 週1回以上の定期的なNSTによる病棟回診を実施していること。
- 8) NST回診時の検討会（カンファレンス）や別日程の会議を含む週1回以上の定期的なNSTで行う症例検討会を実施していること。
- 9) NST介入記録（栄養評価、検討内容、多職種の参加及び定期的な回診の記録が記載されているもの）を作成していること。
- 10) NST勉強会（全職員の教育啓発を目的とした勉強会や講演会などを指す）を定期的に実施していること。
- 11) コンサルテーションに随時対応していること。
- 12) NSTフォーラムへの参加履歴として、稼働認定日から次回更新申請までのうち年度の異なる2回の参加証の提出をすること。（参加証は、名簿に記載されているNSTメンバーのいずれの参加でも構わない。5年間で異動があった場合は別途その旨の施設長の証明書を添付する。参加証の配布方法は学術集会ごとにアナウンスされる。）※

※12)のNST参加フォーラムの参加履歴は、今年の申請には必要ありません。（2024年の申請から、5年間で異なる年度の2回の参加証の提出が必要になります）

■申請に関する注意

- 構成メンバーの職種の分かる名簿及び就業証明書について（『[見本①](#)』参照）
 - ・ 氏名、職種、常勤-非常勤が明記されており、それぞれのメンバーの就業を証明する書面（原本。公印押印）であること（個人ごとでも一覧表形式でも、各施設ごとの書式があればその様式で可）。
 - ・ 任意ではあるが、NST専門療法士取得者及び本学会主催のNST専門療法士受験必須セミナー（旧JSPEN臨床

栄養セミナー）受講者を提示すること。

- 『NST医師・歯科医師教育セミナー（TNT研修会、一般社団法人日本病院会医師・歯科医師とメディカルスタッフのための栄養管理セミナーを含む）』を受講した常勤医師については、回診等のチーム活動に参加していない場合も認める。
- NST介稼働施設基準について（主に「NST稼働施設認定申請書」作成時の補足）
 - ・ NSTによる毎週おおよそ10件以上の栄養評価：
NST介入が必要か否かを評価した件数であり、NST回診件数に加えて、回診対象とはならなかった件数を含む。これは、繰り返し評価した場合にはのべ件数として良い。
※NSTによる栄養評価のスクリーニングについての件数等を記載すること。
（例：10人/週×48週/年＝480件）
 - ・ NST回診：
※1回/週ならば、48回/年。祭日など重なってもなるべく別の曜日に実施する努力をお願いします。
 - ・ NST検討会：
回診時の検討や別日程の会議を含む定期的（週1回以上）なチームで行う症例検討会の開催。
- NST介入記録について（『[見本②](#)』参照）
下記項目が満たされている代表的な1例の活動記録を作成する。
 - (1) NSTによる栄養評価
 - (2) NSTにより症例検討した内容
 - (3) 定期的なNST回診がわかる複数日程の記録
 - (4) 症例検討および回診の参加氏名と職種（3職種以上）が明記されている※ NST介入記録（[見本②](#)）の書式に必ずしも従う必要はありません。電子カルテのプリントアウトを添えても構いませんが、上記の内容(1)から(4)が確実に含まれているようにしてください。
※ 患者氏名や患者IDに関しては伏字などによる個人情報保護に配慮してください。

■書類審査

提出書類については、審査、確認を行い、疑義あるものや内容が不十分なものについては再提出が必要となります。

以上